令和６年３月１日から
戸籍証明書の請求や戸籍の届出が便利になります！

令和６年３月１日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、以下のことができるようになります。

●本籍地以外での広域交付

▶本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。
▶ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、１か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

●戸籍届出時の戸籍謄本の添付不要化

本籍地でない市区町村の窓口に戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

【広域交付にあたっての注意事項】

・請求できる方が、役場窓口に来庁して請求する必要があります。
・郵送や代理人、委任状による請求はできません。
・官公庁発行の写真付きの身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード）の提示が必要となります。
　※健康保険証等は不可
・取得できるのは、戸籍（除籍・改製原）謄本等のみです。戸籍抄本や、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
・戸籍の附票（住所の履歴が載っているもの）、身分証明書、独身証明書等の請求はできません。

【広域交付で戸籍謄本等を請求できる方】

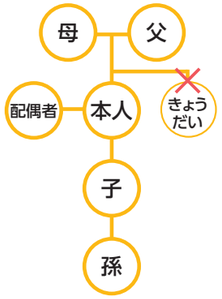

▼本人の戸籍謄本等だけでなく、
▼配偶者
▼父母、祖父母など（直系尊属）
▼子、孫など（直系卑属）
の戸籍証明書等を請求することができます。
※父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍証明書は請求できません。

■制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省　戸籍法改正

【お問い合わせ】役場住民生活課☎ 0884-77-3613

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種の経過措置終了について

平成 26 年から、65 歳の方を対象に高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期接種化されました。また、より多くの方が予防接種を受けられるよう、70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳の方まで対象を広げる経過措置が設けられました。この経過措置は、平成 26 年から開始されましたが、令和６年３月 31 日で終了します。

令和６年４月１日からは、65 歳の方、60 歳以上 65 歳未満の方で一定の条件を満たす身体障害者手帳１級の方のみが定期接種の対象となります。（経過措置が終了するため、70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる方は、定期接種として予防接種を受けることができません。接種を希望される場合は、全額自己負担での任意接種となります。）

令和５年度の接種対象者の方は、令和６年３月 31 日までに高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を受けましょう。

※令和５年度の接種対象者の方には、令和５年４月に個別に通知しています。
※事前に、接種を希望する各医療機関へお問い合わせください。

【お問い合わせ】健康増進課☎ 0884-77-3621

３月定例教育委員会の日程

美波町教育委員会☎ 0884-77-3620

●日時：３月 27 日（水）9:30 ～
●場所：日和佐公民館３階会議室
※予定は変更となる場合があります。

- 蛍光管類・プラスチック製容器 -
分別収集について

役場住民生活課☎ 0884-77-3613

最近、分別収集で収集できない物が混ざっている場合が散見されます。
分別収集のご協力をお願いします。

▶蛍光管類
箱等に入れずむき出しのまま出してください。割れているものは、新聞紙などでくるみ、ビニール袋に入れて出してください。

▶プラスチック製容器
食用油の容器と塩素系洗剤の容器は可燃ごみとして出してください。

とくしま発達障がい啓発イベント 2024

徳島県発達障がい者総合支援センター
ハナミズキ☎ 0885-34-9001
アイリス☎ 0883-63-5211

徳島県発達障がい者総合支援センターでは、「とくしま発達障がい啓発イベント 2024」を開催いたします。

●日時：令和６年４月６日（土）10:00 ～ 16:00
●会場：文化の森　21 世紀館（徳島市八万町向寺山）
●内容：パネル展・作品展、啓発映画（僕が跳びはねる理由）上映、個別相談会等
※詳しくは、ホームページ「徳島県発達障がい者総合支援センター」で検索を!

4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、4月2日～8日は「発達障害啓発週間」として、社会全体で自閉症等の発達障がいの啓発に取り組む活動を行っています。

徳島県発達障がい者総合支援センターでは、発達障がいに関して、乳幼児から成人まであらゆる年齢層の方の家庭生活や学校生活、就労等に関するご相談をお受けしています。相談は予約制で、県内5箇所で移動相談も行っています。詳しくはお電話にてお問い合わせください。

多重債務でお悩みの方に

四国財務局 多重債務者相談窓口☎ 087-811-7801

四国財務局には、借金を抱え悩んでおられる方々のための「相談窓口」がございます。一人で悩まず、ご相談下さい。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行っております。

●相談方法：相談は無料です。まずはお電話ください。
　こちらから電話をかけ直しいたします。
●連絡先　：四国財務局 多重債務者相談窓口
　電話　087-811-7801（直通）
　住所　高松市サンポート３番 33 号
　　高松サンポート合同庁舎（南館）
●受付時間：月曜日～金曜日
　９時～ 12 時、13 時～ 17 時
　※祝日及び 12/29 ～ 1/3 を除く

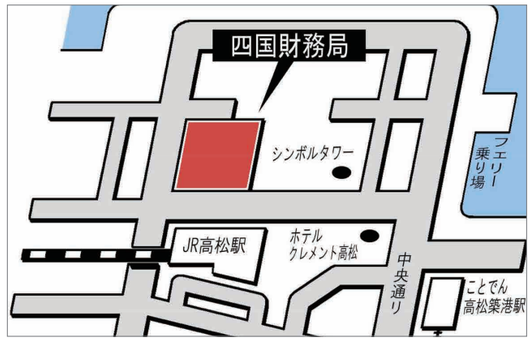

犬・猫の飼い方マナー

役場住民生活課☎ 0884-77-3613

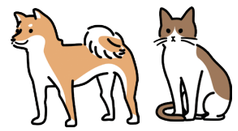

犬はつなぐか柵等で囲うなどして飼う事が義務付けられています。放し飼いにすると、人を噛んだり、畑等を荒したりする原因に繋がります。昼夜を問わず、放し飼いをするのはやめましょう。散歩をする時は、リードでつなぎ、排泄物は袋等に入れて持ち帰りましょう。

犬は生涯に一度の登録と毎年狂犬病の予防注射を受ける義務があります。犬の鑑札と予防注射済票は犬の首輪等に装着してください。犬が死亡した時は、死亡届を提出してください。

猫については、自分の飼い猫以外の猫には餌をやらないようにしてください。餌をやるのであれば、責任を持って飼育し、必要に応じて避妊・去勢の手術をしてください。マナーを守り、正しく飼育しましょう。